議案第１０９号

京丹後市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

京丹後市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和８年１０月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

京丹後市認可地縁団体印鑑条例（平成１６年京丹後市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

京丹後市認可地縁団体印鑑条例(平成16年京丹後市条例第13号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市認可地縁団体印鑑条例 平成16年4月1日 条例第13号 第1条～第3条　(略) (登録申請の確認) 第4条　市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第21条第2項　の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 第5条～第16条　(略)	京丹後市認可地縁団体印鑑条例 平成16年4月1日 条例第13号 第1条～第3条　(略) (登録申請の確認) 第4条　市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 第5条～第16条　(略) 附　則 この条例は、令和8年10月1日から施行する。